

和泉市プレミアム付商品券発行事業




取扱店募集要項

和泉市プレミアム付商品券事務局

和泉市プレミアム付商品券発行事業 取扱店募集要項

- 【目的】 購入金額に20%または30%上乗せしたプレミアム付商品券2種類を発行し、地域限定で使用可能な商品券発行施策を推進する事により、地元の消費活性化を促し、個人消費喚起と消費拡大を狙った地元商店街や中小小売店舗の共同売り出しが実施され、市内商業の活性化と地域振興に資することを目的としています。
- 【対象業種】 小売業、飲食業、サービス業等
- 【利用方法】 取扱店が取扱う商品の購入・サービスの提供等の代金支払に利用
- 【有効期限】 平成27年7月4日（土）～平成27年10月12日（月・祝）
*有効期限を経過した商品券は無効とする。

- 【名称】  ココロトリコイクーポン
- 【発行者】 和泉市、和泉商工会議所
- 【発行総額】 726,000,000円（プレミアム分含む）

取扱店全店共通商品券

- 【内訳】 648,000,000円（プレミアム分含む）
- 【販売価格】 1冊5,000円（1,000円券×3枚、500円券×6枚 6,000円分 20%プレミアム付き）
- 【販売数】 108,000冊

和泉市商店連合会加盟店専用商品券

- 【内訳】 78,000,000円（プレミアム分含む）
- 【販売価格】 1冊10,000円（1,000円券×13枚 13,000円分 30%プレミアム付き）
- 【販売数】 6,000冊

【商品券の販売日及び販売方法】

○優先販売 ※0歳以上18歳未満の子供がいる世帯を対象に優先販売

販売日時 平成27年7月4日（土）、7月5日（日） 共に正午～午後5時予定
販売場所 市内4箇所

※75歳以上の高齢者の方、及び障がい者の方を対象に優先販売

販売日時 平成27年7月11日（土） 正午～午後5時予定
販売場所 市内9箇所

○一般販売

販売日時 平成27年7月12日（日）、7月13日（月） 共に正午～午後5時予定
販売場所 市内9箇所

【取扱店の登録】

○資格要件

- ①和泉市内に立地する店舗・事業所があること
- ②『和泉市プレミアム商品券発行事業取扱店募集要項』を遵守すること

○募集締切り 平成27年5月31日（日）まで

登録手続きを完了した事業所は、『和泉市プレミアム付商品券取扱店一覧』及び和泉市・和泉商工会議所ホームページに掲載

締切後の登録申込みは、ホームページにのみ掲載

○登録方法 『取扱店登録申請書』に必要事項記入の上、下記事務局へFAX又は郵送で提出

○登録場所 和泉市プレミアム付商品券事務局（和泉商工会議所内）

【応募資格】

※取扱加盟には次に該当する場合は登録できません。

- ①風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業を行うもの
- ②特定の宗教・政治団体と関わるもの、または、業務の内容について公序良俗に反する営業を行うもの
- ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、または、和泉市暴力団排除条例（平成24年和泉市条例第1号）に規定する暴力団員等が営む事業所、または店舗
- ④法人税（個人にあっては所得税）、消費税及び地方消費税、法人事業税（個人にあっては個人事業税）並びに法人市民税（個人にあっては市府民税）を滞納しているもの
- ⑤貸金業の規則等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2項第1項に規定する貸金業
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続き開始の申立てをしているもの、または、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続き開始の申立てをしているもの
- ⑦法律に定められた資格を有しない者が、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）第12条に規定する医療類似行為を行う施設
- ⑧労働基準法等関係法令を遵守していないもの
- ⑨社会問題を起こしている業種、または、事業者
- ⑩行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- ⑪その他、本事業の目的に照らして、不相当と市長が判断するもの

【商品券の利用範囲（制限）】

※次に示す内容について商品券の利用は出来ません。

- ①国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払
- ②商品券・ビール券・図書券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いもの
- ③株式、先物、宝くじなどの金融商品
- ④たばこ
- ⑤医療費、マッサージ・あんま
- ⑥学習塾の月謝、生命保険料など
- ⑦事業活動に伴い発生した買掛金、未払金等の支払
- ⑧その他、市が消費喚起に馴染まないと判断したもの

○注意事項

つり銭は出さない。また、払い戻しはしないこととする。

【取扱店の表示及び配布物】

※取扱店は、店頭・店先等に取扱店表示ステッカー、ポスター等を必ず掲示し、消費者に周知する。

- ステッカー 商品券を利用いただけるお店であることが分かるように、店頭・店先の良く見える場所に掲示すること
- ポスター 商品券を利用いただけるお店であることが分かるように、店頭・店先の良く見える場所に掲示すること
- 商品券見本 商品券の偽造確認に使用すること

【取扱店の責務】

- ①商品券を受け取った取扱店は、再流通を防止するため裏面の指定欄に取扱店名を記入（押印）する。
- ②商品券が偽造であったり、不正に使用されていることが明らかな券の受け取りについては拒否すること、また、その際速やかにその事実を和泉市プレミアム商品券事務局及び警察に報告すること。
- ③自ら商品券を購入し、自店舗で使用されたかのように偽り換金する行為等の不法行為をしないこと。
- ④回収した商品券を、回収に回さずに他の取扱店で使用しないこと。
- ⑤その他、本事業の趣旨に反する行為は行わないこと。

【注意事項】

○偽造商品券

取扱店は、消費者から商品券を受け取る際、偽造されたものでないかを確認する。（商品券には偽造対策を施こしている。）

○個人情報

①登録申請時に提出された個人情報は、商品券発行に係る事務処理のため発行者に提供することとする。

②発行者は、提供された個人情報を本事業以外の用途に使用しない。

【その他留意事項】

①『和泉市プレミアム付商品券発行事業取扱店募集要項』に記載されていない事項及び定めのない事項に関しては、和泉市プレミアム付商品券事務局がその対応を決定する。

②取扱店の情報（店舗名、所在地、等）は、『和泉市プレミアム付商品券取扱店一覧』としてチラシ、和泉市・和泉商工会議所ホームページ等で広報する。

【商品券の換金方法】

取扱店舗が使用済み商品券を和泉商工会議所指定の金融機関に持ち込み、外部委託先で商品券の精査・枚数の確認後、商工会議所から取扱店舗へ換金額の振込を行います。

※上記換金方法については、後日配布致します『取扱店舗の手引き』にて必ずご確認ください。

【お問合せ先】

和泉市プレミアム付商品券事務局（和泉商工会議所内）

平日9:00～17:00（土・日・祝祭日除く）

〒594-1144和泉市テクノステージ三丁目1番10号

T E L . 0725 - 53 - 0330 / F A X . 0725 - 53 - 4747

ホームページ（<http://www.izumicci.jp>）